

第109回茨城県大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

- 1 日 時 平成30年11月29日(木) 16:05～16:45
- 2 場 所 水戸合同庁舎 601会議室
- 3 出席委員 矢野委員長, 林副委員長, 亀田委員, 平光委員, 矢口委員, 若柳委員
事務局 県中小企業課

4 議事要旨

大規模小売店舗の届出に対する意見について

(1) (仮称)カワチ薬品桜の郷店(新設)

- ・ 委員
茨城町からの意見対応に「夜間、店舗内又は敷地内にいる青少年(18歳未満)に対し、声かけのほか、店内放送等による喚起などにより帰宅等を促す。」とありますが、ここでいう夜間とは何時からでしょうか。
- ・ 事務局
確認します。(茨城県青少年の健全育成等に関する条例第33条に基づき午後11時から翌午前4時までが定められています。)
- ・ 委員
この店舗は24時間営業を計画しているのですか。
- ・ 事務局
オープン時は午前9時から午後9時の営業を予定しております。将来的に24時間営業をしたいとのことで届出を受領しました。
- ・ 委員
荷さばき車両専用出入口はありますか。
- ・ 事務局
荷さばき車両は来客と同様に出入口①を利用して荷さばき施設へと向かう計画となっております。
- ・ 委員
荷さばき施設を建物北側に配置した理由はあるのでしょうか。南側や東側などにスペースがあるように感じますが。
- ・ 事務局
設置者に確認します。(確認結果(12/5):計画地東側が第一種低層住居専用地域となっているため、なるべく遠い箇所に配置しました。)
- ・ 委員
建物南側の空調室外機置場前にスペースがありますが、何か利用するのでしょうか。
- ・ 事務局
設置者に確認します。(確認結果(12/5):特にありません。)
- ・ 委員
騒音予測における壁面による遮音と目隠し遮音フェンスによる回折減衰の計算について一部疑義がありますので確認してください。
- ・ 事務局

確認します。(確認結果(12/4):再予測の結果,等価騒音レベルに増加は見られたものの環境基準値を下回る結果となりました。)

- 委員長
それでは,それぞれのご専門の立場からのご意見がございましたら,お願いいたします。
- 委員
当該計画地は,これから開発等進んでいき人口が増えることが予想される地域であるので,近隣の店舗とも連携し地域活性化に努めていただきたい。
- 事務局
設置者に伝えます。(確認結果(12/5):近隣の店舗とも連携し地域活性化に努めてまいります。)
- 委員
計画地北側は事業用用地(住居可)であるため,住居ができる場合,前向き駐車ライトなど問題になることが予想されますのでその際は対応したほうがよいと思います。
- 事務局
設置者に伝えます。(確認結果(12/5):住居ができ,前向き駐車ライトなど問題が懸念される場合には対応を検討致します。)
- 委員
計画されている思いやり駐車場5台のうち3台はマークのみであり,両端のスペースがないため,余裕があるのでしたらこちらも両端にスペースを設けるなど配慮していただきたい。
- 事務局
設置者に伝えます。(確認結果(12/5):本建築物は床面積2,000㎡未満の為,茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の届出対象外となります。バリアフリー法では両端にスペースを持つ車椅子用駐車場は1以上となっております。当店舗は法の基準を上回る2台の両端にスペースがある駐車場を設置しております。また,思いやり駐車場については両端にスペースが必要とされない方も利用することができます。両端にスペースが必要とされない方が両端にスペースを持つ車椅子用駐車場を利用し,本来必要とされる方が利用することができないという事態を低減させる為にも通常の駐車躯体に思いやり駐車場マークのみの駐車場を整備させていただきました。)
- 委員
今回,場内速度制限などはないことから駐車場の安全確保に努めていただきたい。また今回,緑地については特段設置しないとのことですが,地域景観の観点からも緑地はあったほうがよいので空きスペース等に配置するなど配慮していただきたい。
- 事務局
設置者に伝えます。(確認結果(12/5):店内アナウンスにより,速度低減を呼び掛けます。緑地については,町との協議結果及び公共施設として町道108号線沿いに緑地帯が整備されており,地域として十分な緑化がされていると考えられることから店舗敷地内の緑地整備は見送らせていただきました。)
- 委員長
いろいろ意見をいただきましたが,当該店舗の新設届出については,市町村意見,指針等を勘案した結果,周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見は特になし,として答申してよろしいでしょうか。

- ・ 全委員
異議なし。
- ・ 委員長
そのように答申させていただきます。